

一般競争入札の共通事項について

I 一般競争入札に関する事項

一般競争入札に関する事項のうち参加資格等に関する共通事項について記載するもので、個別の案件に係る事項等については、別に公告に記載するところによるものとする。

2 一般競争入札参加資格及び条件

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たしている者（以下「入札参加資格者」という。）とする。

- (1) 岐阜市上下水道事業部契約規程（昭和41年水道部管理規程第3号）第18条第1項の規定及び岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第4条第3号の規定により、物件の製造、買入れその他の契約に係る岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査を受け、公告の日前1か月までに**岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿（物品・委託・その他）に登録されている者**で、かつ、申請書提出期間の最終日から本契約締結日までの間に岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- (2) 岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成6年8月29日決裁）の規定による資格停止を申請書受付期間の最終日から本契約締結日までの間に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (4) 岐阜市上下水道事業部が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成27年9月30日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が継続中の会社である

場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①及び②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあっては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けていること。

(8) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあっては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(9) その他、入札参加資格及び条件については、別に指定する。

3 一般競争入札（開札）の日時及び場所

(1) 入札（開札）の日時については別に指定する。

(2) 入札（開札）の場所は次のとおりとする。

岐阜市祈年町4丁目1番地 岐阜市上下水道事業部本庁舎 3階 入札室

(3) 入札書等の提出については、次のとおりとする。

入札書の提出は郵送又は持參とし、提出方法については、別紙「入札（見積）書等の受渡しについて」による。

4 現場説明の有無

無

5 入札保証金

岐阜市上下水道事業部契約規程（昭和41年岐阜市水道部管理規程第3号）第3条第1項第2号の規定により免除とする。

6 契約保証金

岐阜市上下水道事業部契約規程第11条第1項第3号の規定により免除とする。

7 前払金の有無

無

8 無効となる入札該当事項

岐阜市上下水道事業部競争入札心得（平成6年4月1日決裁）による。

9 入札参加資格の確認

(1) 本件一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める一般競争入札参加資格確認申請書提出要領の定めるところにより、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

申請書の提出は郵送又は持參によるものとし、郵送による場合は別紙「入札（見積）書等の受渡しについて」のとおりとする。

① 申請書提出期間は、別に指定する。

- ② 申請書提出時間は午前9時から午後5時までとする。申請書提出期間最終日にあっては、午後4時までとする。持参する場合にあっては、正午から午後1時までを除く。
 - ③ 持参する場合の申請書提出場所は、岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係とする。
- (2) 入札参加資格の確認は、別に指定する期限までに、入札参加資格証明書をFAXにより通知する。なお、期限までに通知がない場合は、13の問い合わせ先に連絡し確認すること。入札参加資格証明書の交付を受けた者が、一般競争入札のため入札会場に入場するときは、入札参加資格証明書を係員に提示すること。

10 質疑応答

- (1) 質疑がある者は、次に掲げる要領で質問書をFAX又は持参により提出することができる。
- ① 質問書提出期間は、別に指定する。
 - ② 質問書提出時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。
 - ③ 質問書提出場所は岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係とする。
 - ④ FAXの場合は、送信前に下記まで電話連絡すること。

TEL 058-259-7510 (上下水道事業部上下水道事業政策課契約係)

FAX 058-259-7522

- (2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、別に指定する日までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

11 入札書の記載方法

(1) 入札書に記載する入札金額

入札書に記載する金額は、(2)の方法により見積もった「電気料金総価」とする。(消費税及び地方消費税相当分を含む)

(2) 電気料金総価

「電気料金総価」とは、別に指定する調達物件及び数量を調達する役務に要する一切の諸経費を含めた額とし、仕様書の別紙により岐阜市上下水道事業部が提示する仕様及び予定使用量に対して、各入札参加者が設定する基本料金入札単価及び電力量料金入札単価により算出した金額の合計である。ただし、電気料金総価算出において、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額は考慮しないものとする。

(3) 入札金額算定書

入札書には、入札金額の算出基礎が確認できるように、入札書の別紙として、入札金額算定書(様式第6号)を添付すること。なお、仕様書の注意点を踏まえた記載であれば、入札参加者の需給内容に合わせた様式も可とする。入札金額算定書は、入札書に使用する印鑑で割印を行うこと。

12 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 受注者は、需給契約書に基づき、契約を履行しなければならない。
- (3) 3から10までに掲げる期間には、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45条）に規定する本市の休日を含まない。
- (4) 入札において、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、最低金額をもって入札を行った者を落札者とする。なお、契約については落札価格算定の基礎となった各単価により行うものとする。
- (5) 本件は、電子入札の対象としない。
- (6) (1)から(5)までに掲げる事項のほか、岐阜市上下水道事業部競争入札心得による。

13 問い合わせ先

岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係

058-259-7510